

## 第547回（令和6年度第4回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和6年8月27日（火）10時00分～10時30分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 平川労働局長、前田労働基準部長

中塚賃金室長、市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議事

- (1) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る異議申出について
- (2) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）に対する異議申出（写）
- (2) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿
- (3) 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第547回（令和6年度第4回）鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はお忙しい中出席していただきましてありがとうございます。本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する、道前委員は欠席です。なお、公益を代表する佐藤会長はオンラインで御出席いただいております。

現時点で15名の委員のうち14名の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の審議会は公開しております、2名の傍聴人がお見えになっています。傍聴人の皆様には既に受付で、お配りしました傍聴に当たっての留意事項に従っていただきますようお願いいたします。

それではこれより先の審議会の進行を中野会長代理にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中野会長代理 皆さん、おはようございます。

佐藤会長がオンラインでの出席ということですので、会長代理の私が本日議事進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。佐藤会長もよろしくお願いいたします。

では早速、議事に入りたいと思います。1番目の議事です。異議の申出があったようです。1番目、鳥取県最低賃金の改正決定に関わる異議申出について、事務局から説明をお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 それでは、異議申出の内容につきまして、事務局から御説明いたします。

本年8月9日、令和6年度鳥取県最低賃金についての答申に関する異議申出に係る公示を行いましたところ、鳥取県労働組合総連合議長から、鳥取労働局長宛てに異議申出が提出されております。資料ナンバー1を御覧ください。表題及び本文を読み上げさせていただきます。

鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）に対する異議申出。

日頃より労働者の暮らし、安全・安心の職場づくりに御尽力いただき、心より敬意を表します。

この度、鳥取地方最低賃金審議会は最低賃金改正に当たり、過去最高額である57円引き上げ、957円を答申されました。これは労働者・労働組合の要求と運動を一定反映したものとして評価します。しかし、この間、鳥取県労働組合総連合（略称、鳥取県労連）が求めてきた低賃金労働者の暮らし改善や地方経済の活性化には程遠い金額と言わざるを得ません。

日本の雇用労働者の4割は非正規雇用で、最低賃金はそうした立場の弱い労働者の暮

らしを下支えする基盤でもあります。今年も物価の上昇が止まらず、物価高騰が暮らしを直撃する中で、最賃近傍で働く労働者の暮らしは更に厳しい状況となっています。

今年度は、中央最低賃金審議会の目安は、A・B・Cランク同額でした。格差拡大とまらない一方で、その解消も進まない内容でした。鳥取地方最低賃金審議会は目安に7円プラスし、格差解消を目指す考え方を示されました。この判断に敬意を表するものです。今回の最賃額改正により隣接する県では、島根県との格差は広がりましたが、兵庫県、岡山県、広島県とは額差が縮まりました。

この間、鳥取県労連と全国労働組合総連合中国ブロック協議会は、貴職に対し、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請をし、鳥取地方最低賃金審議会に対しても、今年の最低賃金審議に当たり意見書を提出し、積極的な引上げと地域間格差の解消を求めてきました。しかし、今回の答申額は私たちが求めてきた引上げ額には不十分な水準にとどまっていると言わざるを得ません。

よって、鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示に対し、改めてこの度の答申額を大幅に改善されるとともに、金額決定に当たっては憲法25条に定める健康で文化的な生活を営む権利を具現する最低賃金制度の役割について再考の上、決定されるよう求めます。

したがいまして、ただ今から異議申出の取扱いについて諮問を行います。

会長代理、局長、前方へお願いいたします。

[局長から会長代理へ諮問文手交]

○中野会長代理 はい、ただ今、平川労働局長より、鳥取県労連の異議申出の取扱いについて、諮問を受けましたので、今から審議したいと思っております。

それではまず、公労使、委員の皆さんから、本件の取扱いについて意見を伺いたいと思いますが、まずは労働者側の委員からお願いできますか。

○河村委員 はい、それでは、先ほどございました異議申出について、労働者委員としての見解を述べたいと思います。今回申出をいただきました内容は、この間、私ども労働者側が主張してきた内容とほぼ似通っているという内容でございます。過去最高額の57円の引上げを行ったということの評価もいただいておりますし、一定程度の御理解をいただいているものと思っております。我々としても、水準としてはやはり1,050円というところを、目指していきたいという考えは変わりはありません。そこを求めて今回も審議を行ってきたわけでありましてけれども、最終的に労働者側、使用者側との、合致点が見

出せなかったということで、公益委員見解が出されました。その公益委員見解の中にもうたわれておりますけれども、一定程度、やはり地域の経済に対しての影響を考える必要があるのだということは、公益委員見解の中でもうたわれておりまして、我々としても求める水準としては高い水準を求めていますけれども、現下の状況を考えますと、そういった地域経済に与える影響、これも一定程度、考慮をする必要があるというふうに考えております。この間、7回にわたる専門部会を重ねてきました。慎重審議を重ね、公労使それぞれが、それぞれの考えで議論を行ってきたということでございます。そういった意味から、今回結審しました内容をそのまま、支持させていただくという考えでございます。以上です。

○中野会長代理 はい、ありがとうございます。他の労働者側委員の方、何か意見はありますか。では、使用者側委員お願いできますか。

○西村委員 はい、今回の申出というのは立場の弱い労働者の方というところに、スポットを当てて提出されたと認識しているのですが、労働者の中にも立場の弱い人ばかりではなくて、おそらくいろんな状況の方というのがおられると思います。同じ観点で話をすると、事業主側も同じでございます。大企業のように力が強い事業主もあればそうではない企業もあるということです。

そんな中で最低賃金制度というのは中小零細を含めた全ての事業主に適用されるというもので、立場の弱い事業主は特に大きな影響があるというふうに考えています。雇用する側と雇用される側の立場は異なるのですが、現実に経営が苦しい弱い立場の事業主というのはたくさんあります。当たり前のことですが、経営に経済的な合理性がなくなれば、継続することは不可能で、赤字が続けば事業をやめるしか選択肢がなくなります。そのような状況になることが本当に立場の弱い労働者の救済につながるのかというのは非常に疑問だというふうに考えています。また、日本国憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利というのは、行政であったり、国が保障するものであって、中小零細の企業を含む民間の企業に課せられた義務ではないのではないかというふうに考えています。結論として、この度の答申は、公労使が十分に議論を尽くした上で結審したものであること、使用者側にとって体力以上の支払を求められる事業主もあるのではないかと思える程度の非常に厳しい金額であることを踏まえ、再考の余地はないのではないかと考えております。

○中野会長代理 ありがとうございます。使用者側で他の委員の方から、この異議申出に

ついて何かありますでしょうか。では、公益委員からお願いできますか。

○石川委員 今年度の57円引上げ957円という答申ですけれども、引上げ幅においては、全国的に見ても相当高い上位の水準に位置するものであったと思います。その点については、異議申出の中でも一定の御評価はいただいているものと思います。

一方で異議申出書の方で指摘されておりますように、東京や、隣接する他府県との格差というのがまだ残っている、埋めきれないということも確かに事実なんだろうと思います。今回この最終的に答申を出すに当たりまして、7回の審議を専門部会で行なってきましたけれども、その過程におきまして、そうした地域間の格差あるいは地域内での格差、そして生活水準、生活保護との比較はもちろん、労働市場の実情、あるいは使用者側の企業の実態といったこと、様々な観点から議論をいただいたと認識をしておるところでございます。最終的に使用者側の御主張と、それから労働者側の御主張との隔たりが埋まらないという中でギリギリまで公益委員としても、一致点を探る取組をしてきた結果ではありますけれども、残念ながら使用者側からの御賛同を得られない形ではありますけれども、こういう見解を出させていただいたので、その過程におきましては先ほどの話にもありましたとおり、労働者側からしても当初の御主張から相当妥協を頂いて、曲げて御理解をいただいたというところがございます。一方で、使用者側企業の方に対しても、相当な御負担を2年続けてお願いする形になっているというところも確かなことでございます。ですので、異議申出書でございます。主張を理解できる部分もございますけれども、審議の過程の中で、先ほど労働者側の御発言にもありましたとおり、同じような趣旨の御主張、それを踏まえた形での議論をさせていただいたと認識をしておりますので、原案通りとすることが適当ではないかと考えております。

○中野会長代理 ありがとうございます。ただ今、委員の皆さんからそれぞれの立場での意見を伺いましたけれども、相対的には8月9日の答申どおりで決定したいという意見ではないかと思っております。

それぞれの立場で、地域経済に対する評価ですとか、中小企業に与える影響とかというのを主張されましたが、結論的には、7回の専門部会を経て、十分に審議した内容ではないかというふう感じた次第です。今年の審議会ですけれども、中央最低賃金審議会の目安に対する、公益委員見解や、事務局が準備していただいた各種資料、アンケート調査、参考人からの意見聴取も行いながら慎重に審議を行い、最低賃金を決定する際の三要素、労働者の生計費、賃金、通常の仕事の賃金支払能力、並びに鳥取県の現状を踏まえて、十

分調査審議された中での結論だと考えております。そういった意味で今回の答申に至った経緯、また各委員の皆さんからの意見も踏まえて、今回の異議申出については8月9日付けの答申どおりとしたいと思っておりますが、皆さんよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中野会長代理 ありがとうございます。

それでは、今回の異議申出につきましては、8月9日付けの答申どおりといたします。

事務局に答申文をお願いしたいと思いますが、どれぐらい時間を取ればいいでしょうか。

○中塚賃金室長 それでは5分ほどいただきたいと思います。

○中野会長代理 それでは5分間、休会いたします。

[休 会]

○中野会長代理 それでは再開いたします。

答申文の案が皆さんに配布されたと思いますけれども、その読上げをお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 令和6年8月27日、鳥取労働局長、平川雅浩殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。

鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）。

当審議会は令和6年8月27日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月9日付けの鳥取県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する、異議の申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記、令和6年8月9日付け答申どおり決定することが適当である。

○中野会長代理 ありがとうございます。では、ただ今の読上げのとおり答申したいと思います。皆さんよろしいですか。

(異議なし)

○中野会長代理 ありがとうございます。では、案を取ったものを、局長の方に答申したいと思います。では答申いたします。

[会長代理から局長へ答申文手交]

○中野会長代理 それでは、議事の1番目の異議申出については、以上といたします。

では、議事の2番目です。その他について、事務局からお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 それでは、鳥取県最低賃金の発効に係る今後の日程及び特定最低賃

金に係る審議等について、御説明申し上げます。

まず、鳥取県最低賃金の発効に係る今後の日程について、簡単に御説明申し上げます。本日、異議審議の結果、8月9日付け答申のとおりとする旨の答申をいただきました。この後、直ちに官報公示の手続きを行いますと、官報掲載予定日が9月5日となります。9月5日を、改正決定の日として、公示日から起算して、30日を経過した日である10月5日に、改正された鳥取県最低賃金が発効することになります。

次に、特定最低賃金に係る審議等についてです。

特定最低賃金の改正決定等の必要性に係る審議については、資料ナンバー2、資料ナンバー3の委員による専門部会を設置し、審議していただくこととしております。以上です。

○中野会長代理 ありがとうございます。では、発効予定としては10月5日ということですね。今日の次第にも付いていますが、特定最低賃金の改正決定等の必要性に係る審議については、今後、日程を調整して審議を行っていくという内容かと思えます。

他に何かありますか。

○市村賃金室長補佐 それでは、専門部会の日程等につきまして説明します。

特定最低賃金の改正につきましては、鳥取県最低賃金とは異なりまして、2段階で諮問手続を行うこととなっております。

それは、改正決定の必要性の有無に対する諮問と、金額改定に係る諮問であります。

本年7月26日に開催されました第545回鳥取地方最低賃金審議会におきまして、鳥取労働局長から、貴会に諮問させていただきました。鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る審議のための専門部会及び鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る審議のための専門部会を設置するため、関係労使からの、専門部会委員の推薦公示を本年7月26日から8月9日まで行いましたところ、両部会とも労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の御推薦を頂きまして、公益委員を含めまして、委嘱の手続を行ったところでございます。

本日の資料3ページに鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿、5ページに鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会名簿がございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

この鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会及び、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会においておきまして、改

正決定の必要性の有無について、御審議いただく予定としてございます。そして、専門部会が出されました専門部会報告につきまして、この鳥取地方最低賃金審議会で御審議いただき、改正決定の必要性ありとの答申をいただきますと、鳥取労働局長は改めて2段階目に当たる金額改定の諮問を行う予定としております。

この専門部会報告の審議をいただくため、第548回鳥取地方最低賃金審議会、及び鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会、並びに鳥取県各商品小売業最低賃金専門部会の各委員には、現在、日程調整を行っている段階であります。

開催の案内につきましては、改めて御連絡させさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○中野会長代理 ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について何か質問意見等ありますか。

(なし)

○中野会長代理 では、今後開催されるということで、委員の皆さんには予定いただきたいと思います。

特になければ、本日の審議会は、以上で終わりたいと思います。

皆さん、どうもお疲れ様でした。